★第３号★

一宮市・尾西市・木曽川町　■ 2004.1.1

合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局
住所：〒491-8501 一宮市本町２－５－６（一宮市役所西分庁舎２階）
TEL・FAX（共通）　0586－73－1031
URL http://www.ibk-gappei.jp/

contents 目次

１～９ページ：協議会・小委員会からの報告
10～12ページ：INFORMATION
合併協議会、各小委員会開催日程／住民説明会を開催します／
協定項目進捗状況一覧／住民意識調査にご協力を／他

合併方式「対等合併・編入方式」で決定

庁舎は、現一宮市役所を本庁舎とする分庁方式を採用

第３回合併協議会が平成15年11月13日㈭尾西市商工会館で開かれ、合併の方式、新市の事務所の位置、財産の取扱い等が全会一致で決定されました。

（右：一宮市役所　左上：尾西市役所　左下：木曽川町役場）

会議冒頭のあいさつでは、谷　一夫会長が、尾西市の広報番組「ふれあいひろばびさい」で紹介されたエピソードを取り上げ、「市町村合併は、新しい靴のようなもの。最初はなかなか馴染まないかも知れないが、時が経つにつれしっかりと馴染んでくる。２市１町の合併もそうでありたい。」との話がありました。

今回の会議では、提案はすべて原案どおり承認されました。（詳細は次頁協議会・小委員会からの報告参照）

なかでも、合併協議の基本的な事項である「合併の方式」の決定にあたっては、新市建設計画作成等小委員会で、この２市１町の合併は『対等の精神』を堅持しながら、新市の発展や住民福祉の向上を目指していくことが必要であるといった協議がなされたことも紹介されました。

今後、順次、各行政分野の協定項目について協議が進められていきますが、この『対等の精神』という基本認識のもとで、精力的に協議が行われていきます。

協議会・小委員会からの報告

■ 第2回総務文教小委員会

10月24日㈮

次のとおり、協議会・小委員会が開催されました。

【協議事項】

① 女性政策事業について

次のとおり決定されました。

男女共同参画事業については、合併時に一宮市の制度に合わせるものとし、今後もより一層の充実を図る。

② 広報広聴関係事業について

広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図る。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① 納税関係事業について

(1) 尾西市・木曽川町の督促手数料については、一宮市の制度を適用し、合併時に廃止する。

(2) 納期前納付報奨金については、同一の制度のため現行のとおりとする。

(3) 口座振替については、一宮市の制度を適用する。

(4) 納税組合については一宮市のみ現行どおり実施する。

② 消防防災関係事業について

少年消防クラブ（一宮市）

原則として一宮市の制度を適用する。

(1) 少年消防クラブ等の防火協力団体については、原則として一宮市の制度に統合する。

(2) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。

(3) 防災会活動の推進については、一宮市の制度に合わせる。また、自主防災組織への補助金については、尾西市の制度を適用するが、訓練実施組織への補助は廃止するものとし、資機材購入費補助については、見直しのうえ実施する。

③ 市（町）立学校の通学区域について

当面は現行どおりとするが、新市において小中学校通学区域審議会等を開催し、小中学校の適正規模と通学距離の適正化等について検討を行う。

④ 文化振興事業について

(1) 文化、レクリエーション団体については、合併後2年以内に統合する。

(2) 美術展については、合併時に統合する。

(3) 文化財の保護、管理については一宮市の制度に合わせるものとし、文化財めぐり等については合併時に統合する。

(4) 文化ホール事業については、現行のとおり継続し、尾西市民会館友の会については新市においても適用する。

⑤ コミュニティ施策について

(1) 町内会の組織・謝礼・交付金等については、新市において一定期間内に調整する。

(2) 地域集会施設建設補助事業及び地域活動用掲示板設置補助事業については、一宮市の制度を適用する。

⑥ その他事業について

(1) 総合計画については、新市発足後、新たに策定する。

(2) 市民総合相談については、現行のとおり一宮市で実施するものとし、その他の相談については合併後1年以内に調整する。

(3) 指定金融機関、収納代理金融機関等については、一宮市の制度を適用する。また、郵便局での納期内分の取扱いについては、新市で検討する。

(4) 個人情報保護制度及び情報公開制度については、一宮市の制度を適用する。

【合併協定項目について】

①　議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

次回の小委員会で事務局からの提案をもとに協議することが確認されました。

■ 第3回厚生小委員会

10月30日㈭

敬老金支給事業については合併時に事業を廃止し、高齢者慰問事業については合併時に一宮市の事業に合わせる。

②　児童福祉事業について

(1)　単独の遺児手当てについては、合併時に尾西市の制度に統一する。

(2)　子ども会育成事業の連絡協議会については、合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図る。

③　保育事業について

(1)　保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曽川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。

(2)　保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曽川町の保育時間を見直し、一宮市の制度に合わせる。

元気に豆まきする保育園児（一宮市）

【協議事項】

次のとおり決定されました。

①　生活保護事業について

国制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事務の取り扱いについては、一宮市の事業を適用する。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

①　高齢者福祉事業（その2）について

■ 第3回協議会

11月13日㈭

【報告事項】

次のとおり報告されました。

①　一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局職員に関する協議書（写）について

②　一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会規程の改正について

【小委員会の会議状況報告】

10月1日以降開催された小委員会の会議状況について事務局から報告しました。

【協議事項】

次のとおり決定されました。

①　協定項目の変更について

(1)　各種事務事業の取扱い23－17ごみ収集運搬事業を、23－18環境対策事業に統合する。

(2)　各種事務事業の取扱いに病院事業を追加する。協定項目番号は健康づくり事業の後23－17とする。

②　合併の方式について

一宮市、尾西市及び木曽川町の合併は、「対等の精神」の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重し、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指す「対等合併・編入方式」とする。法制度上は、尾西市及び木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入する。

③　新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置は、現在の一宮市役所の位置（一宮市本町2丁目5番6号）とする。現在の一宮市役所を一

第3回協議会（11月13日）

庁舎、尾西市役所を尾西庁舎、木曽川町役場を木曽川庁舎と呼称する。

④　財産の取扱いについて

尾西市及び木曽川町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて一宮市に引き継ぐ。

⑤　女性政策事業について

⑥　広報広聴事業について

いずれも第2回総務文教小委員会での決定のとおり。

⑦　介護保険事業の取扱いについて

原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第1号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については、平成17年度分から一宮市の制度に統一する。

⑧　生活保護事業について

第3回厚生小委員会での決定のとおり。

⑨　商工・観光関係事業について

原則として一宮市の制度を適用する。ただし、個別事業・制度等については、尾西市・木曽川町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行う。

⑩　勤労者・消費者関係事業について

原則として一宮市の制度を適用する。ただし、消費生活関連事業は新市において制度を定める。

■ 第3回建設小委員会

11月19日(水)

【協議事項】

次のとおり決定されました。

①　上・下水道事業（その1）について

(1)　水道料金については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。なお、その際にメーター使用料を廃止する。

(2)　加入金については、合併時に一宮市の基準に合わせる。

(3)　下水道使用料については、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。

②　建設関係事業について

(1)　市町道の認定・廃止については合併時に一宮市の制度に合わせる。

(2)　公営住宅の使用料については、17年度については現行どおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一する。

(3)　市街化区域及び用途地域及び防火地域等の見直しについては新市移行後、「新市建設計画」等も踏まえ、「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定し、それに基づいて見直しを含め検討する。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

①　上・下水道（その2）について

(1)　上・下水道事業ともに、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。

(2)　受益者負担金については、合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。

(3)　給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、合併時に一宮市の制度に合わせる。

②　使用料、手数料等の取扱いについて

(1)　使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図る。

(2)　手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。

③　補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整する。

現在進められている下水道工事風景

一宮市環境センター

(1)　2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。
(2)　各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
(3)　整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。

■ 第3回経済環境小委員会

11月21日㈮

【協議事項】

次のとおり決定されました。

①　環境対策事業について

原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において調整・再編する。

(1)　ごみ処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整する。
(2)　生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電動生ごみ処理機の限度額は尾西市・木曽川町に合わせる。
(3)　し尿処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整する。
(4)　合併処理浄化槽設置補助金については、尾西市の制度に合わせる。
(5)　火葬料金の市民の利用料は一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は尾西市の制度に合わせる。

②　農林水産関係事業について

同一または類似する事業を統合または再編する。

(1)　農業振興地域整備事業については、各市町のこれまでの方針を考慮し、新市において速やかに新たな計画を策定する。
(2)　農漁業近代化資金利子補給事業については、一宮市の制度を適用する。
(3)　生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

①　使用料、手数料等の取扱いについて
②　補助金、交付金等の取扱いについて

いずれも第3回建設小委員会と同じ内容。

尾西市清掃事業所

■ 第4回厚生小委員会

11月25日㈫

【協議事項】

次のとおり決定されました。

①　保健衛生事業について

3市町で実施している各種保健衛生事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、充実に努める。

(1)　基本健康診査及び各種がん検診は、原則として、合併時に一宮市の事業に合わせる。
(2)　乳幼児健康診査は合併時に新しい事業に統合する。

②　健康づくり事業について

(1)　健康づくり推進協議会は、合併時に統合する。
(2)　健康フェア及びウォーキング事業は、一宮市の事業に

合わせる。

(3) 新市においての健康日本21市町村計画策定時には、木曽川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民自ら健康づくり推進員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立する。

③ 児童福祉事業について

第3回厚生小委員会での提案のとおり。

④ 保育事業について

次回の小委員会で事務局から修正案を提案し、それをもとに協議していくことが確認されました。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① 国民健康保険事業の取扱いについて

被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整する。ただし、木曽川町の医療保険分の税率については段階的に引き上げ、3年間で調整する。

② 障害者福祉事業について

(1) 障害者手当給付事業については、合併時に現行の尾西市の支給対象者に被爆者健康手帳所持者を加えた制度に統一する。ただし、現行制度受給者に対しては、2年間現在の給付水準を維持する。

(2) 支援費事業の利用者負担額については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、障害児のデイサービスについては、すべての階層で0円とする。

(3) 補装具自己負担額給付事業と日常生活用具自己負担額給付事業については、合併時に一宮市及び木曽川町の事業に合わせる。

(4) 福祉タクシー事業については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区別をなくし、初乗り料金以内の助成とする。

(5) 身体障害者配食サービス事業については、合併時に事業を再編する。ひとり暮らしの障害者（障害者のみの世帯等含む）に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は1食250円とする。

③ その他の福祉事業について

(1) 民生委員、児童委員については、原則として合併時に一宮市の事業に合わせる。

(2) 乳幼児医療費助成事業については、合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には、住民に対する高福祉の観点から統一する。

(3) 心身障害者医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業、老人保健医療給付事業については2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。

(4) 精神障害者医療費助成事業、福祉給付金支給事業については一宮市の事業に合わせる。

④ 病院事業について

(1) 一宮市、尾西市、木曽川町が設置している病院については、基本的に現行のとおり新市に引き継ぎ、名称については○○市立市民病院、○○市立市民病院今伊勢分院、○○市立尾西市民病院、○○市立木曽川市民病院とする。

(2) 慣行料金については、合併時に統一する。

⑤ 使用料、手数料等の取扱いについて

⑥ 補助金、交付金等の取扱いについて

いずれも第3回建設小委員会と同じ内容。

3市町の病院（右上：一宮市、左上：一宮市今伊勢、右下：尾西市、左下：木曽川町）

■ 第3回総務文教小委員会

11月26日㈬

【協議事項】

次のとおり決定されました。

① 納税関係事業について

納税組合については一宮市のみ現行どおり実施するものとするが、できる限り速やかに廃止の方向で検討する。

② 消防防災関係事業について

③ 市（町）立学校の通学区域について

④ 文化振興事業について

⑤ コミュニティ施策について

⑥ その他事業について

①納税関係事業の納税組合についてを除き、いずれも第2回総務文教小委員会での提案のとおり。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

案1（在任特例のみの場合）

尾西市及び木曽川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任する。

案2（在任特例及び定数特例の場合）

(1) 尾西市及び木曽川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任する。

(2) 合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例に関する法律第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される一宮市の議会の議員の任期に相当する期間について、尾西市・木曽川町を区域とする選挙区を設け、一宮市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た8名（尾西市）、4名（木曽川町）を、一宮市の旧定数に加えた数をもって新市の議会の議員の定数とする。

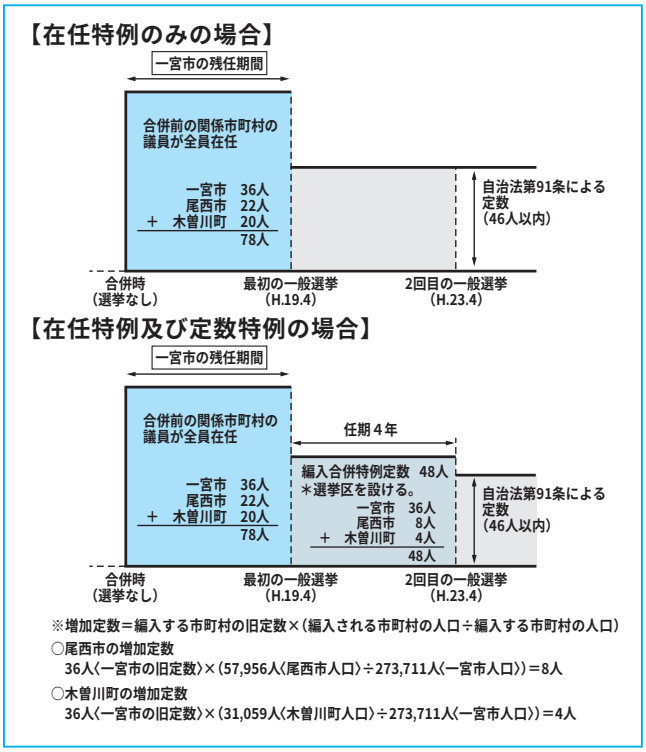

② 地方税の取扱いについて

地方税の制度が同じものについては現行のとおりとし、差異のあるものについては原則として一宮市の制度を適用する。

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。

(2) 法人市（町）民税の超過税率は、合併時に廃止する。

(3) 木曽川町の市街化区域内農地に係る課税については、平成22年度まで農地に準じた課税を行う。

(4) 事業所税については、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税しない。

③ 町名・字名の取扱いについて

町・字の名称については現行のとおりとし、「大字」を削除した名称に変更する。ただし、木曽川町においては葉栗郡木曽川町を○○市木曽川町に置き換える。

④ 消防団の取扱いについて

(1) 消防団の組織体制については、現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整する。

(2) 消防団員の階級及び報酬等については、当面現行のとおりとし、2年以内に調整する。

(3) 消防団の活性化推進事業

等への補助金については、1分団当たり10万円とし、一宮市の家族研修会は廃止する。

(4) 消防団の出動態勢については、合併後一定期間内に調整する。

(5) 消防車両、分団庁舎については現行の車両・庁舎を活用する。

(6) 市町の消防団操法大会は廃止する。

⑤ 姉妹都市、国際交流事業について

(1) 萩原町及び馬瀬村との交流事業は、合併時にいったん廃止する。

一豊公＆千代様サミット（木曽川町）

(2) 一豊公&千代様サミットについては、新市においても引き継ぐ。

(3) 飛騨・木曽川・伊勢湾連携交流事業については、廃止する。

(4) 中学生の海外派遣事業については、新市において速やかに調整する。

(5) 一宮市及び尾西市国際交流協会については、合併後一定期間内に組織・事業の統合を図る。

⑥ 交通関係事業について

(1) 循環バスについては当面現行のとおり継続し、新市において一定期間内に調整する。

(2) 交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用する。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止する。

(3) 尾西市防犯交通協会については、合併時に廃止する。

(4) 交通安全組織育成補助及び防犯活動支援については、一宮市の制度を適用する。

(5) 交通災害見舞金については、一宮市・尾西市の制度を適用する。

⑦ 学校教育事業について

(1) 就学援助費のうち準要保護世帯の給食費負担については、尾西市・木曽川町の制度に合わせる。

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済事業については、一宮市の制度に合わせる。

(3) 英語教育推進事業、各種大会事業については、合併後一定期間内に調整する。

(4) 学校給食事業については、当面現行のとおりとし一定期間内に食材の一括購入に向けて調整を図る。

i－バス（一宮市）

公共施設巡回バス（尾西市）

⑧ 社会教育事業について

それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、引き続き学習機会の提供等に努める。

(1) 生涯学習バス貸出事業については、現行のとおり継続する。

(2) 結婚相談事業については、合併時に廃止する。

(3) 体育協会及び体育指導委員については、合併後一定期間内に組織・事業を統合するものとし、体育行事については統合・再編などの調整を行い、引き続きスポーツの振興に努める。

⑨ 使用料、手数料等の取扱いについて

⑩ 補助金、交付金等の取扱いについて

いずれも第3回建設小委員会と同じ内容。

■ 第5回新市建設計画作成等小委員会

11月28日㈮

【合併に係る基本的事項について】

① **新市の名称について**

次のとおり確認されました。

新市名称の応募状況が報告された後、「一宮市（いちのみやし）」、「愛知市（あいちし）」、「雅川市（みやびがわし）」、「木曽川市（きそがわし）」、「尾張一宮市（おわりいちのみやし）」を候補とし、次回の小委員会で小委員会としての決定をしていく。

② **新市建設計画に係る事項について**

次のことについて意見交換がされました。

(1) 新市の施策について

「先導的（リーディング）プロジェクト」、「7つの礎主要事業」について

※下図新市将来像のイメージ図参照

(2) 財政計画について

財政計画の検討資料について

【協議事項】

次のとおり確認されました。

① **地域審議会の取扱いについて**

今後さらに情報収集及び調査・研究を続け、次回の小委員会以降引き続き協議していく。

※先導的（リーディング）プロジェクト：新市のまちづくりを先導する事業

■ 第4回経済環境小委員会

12月10日㈬

【協議事項】

次のとおり決定されました。

① **使用料、手数料等の取扱いについて**

② **補助金、交付金等の取扱いについて**

いずれも第3回建設小委員会での提案のとおり。

【提案事項】

次のとおり提案されました。

① **公共的団体等の取扱いについて**

公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努める。

(1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努める。

(2) 2市1町に共通している団体で実情により合併時に、統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努める。

(3) 独自の団体は、現行のとおりとする。

＊お知らせ＊

INFORMATION

住民説明会を開催します。

現段階の合併協議の具体的な内容について説明会を開催します。合併後の皆様へのサービスや負担、新市のまちづくりの方向性についてご説明します。

左記日程により、開催しますので、是非ご参加ください。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会住民説明会開催予定表

№	期　日	時　間	会　場　名
1	1月17日(土)	10:00～11:30	一宮市消防本部大会議室
2	1月17日(土)	14:00～15:30	尾西市民会館ホール
3	1月17日(土)	19:00～20:30	木曽川町中央公民館2階講堂
4	1月18日(日)	10:00～11:30	尾西市立大徳小学校体育館
5	1月18日(日)	14:00～15:30	尾西市立三条小学校体育館
6	1月20日(火)	19:00～20:30	一宮スポーツ文化センター3階小ホール
7	1月21日(水)	19:00～20:30	一宮市民会館大会議室
8	1月24日(土)	10:00～11:30	尾西市立朝日西小学校体育館
9	1月24日(土)	14:00～15:30	尾西市立朝日東小学校体育館
10	1月25日(日)	10:00～11:30	尾西市立起小学校体育館
11	1月25日(日)	14:00～15:30	尾西市立小信中島小学校体育館
12	1月29日(木)	19:00～20:30	一宮市立中部中学校多目的室
13	1月31日(土)	10:00～11:30	木曽川町立黒田小学校体育館
14	1月31日(土)	14:00～15:30	尾西市立開明小学校体育館
15	2月1日(日)	10:00～11:30	一宮市立葉栗中学校屋内運動場
16	2月1日(日)	14:00～15:30	一宮市立北方中学校屋内運動場
17	2月7日(土)	10:00～11:30	木曽川町立木曽川西小学校体育館
18	2月7日(土)	14:00～15:30	木曽川町立木曽川東小学校体育館
19	2月8日(日)	10:00～11:30	一宮市立西成東部中学校屋内運動場
20	2月8日(日)	14:00～15:30	一宮市立浅井中学校屋内運動場
21	2月11日(水祝)	10:00～11:30	一宮市立丹陽中学校屋内運動場
22	2月11日(水祝)	14:00～15:30	一宮市立千秋中学校屋内運動場
23	2月14日(土)	10:00～11:30	一宮市立大和中学校屋内運動場
24	2月14日(土)	14:00～15:30	一宮市立萩原中学校屋内運動場
25	2月15日(日)	10:00～11:30	一宮市立今伊勢中学校屋内運動場
26	2月15日(日)	14:00～15:30	一宮市立奥中学校屋内運動場

※手話通訳も用意しております。必要な方は当日係員へお申し出ください。

※　各会場とも駐車場には限りがございますので、自動車でのご来場はご遠慮いただきますようよろしくお願いします。

今後の会議の予定をお知らせします。

合併協議会・各小委員会開催日程

	合併協議会	新市建設計画作成等小委員会	総務文教小委員会	厚生小委員会	経済環境小委員会	建設小委員会
1月	28日(水)14：30～ 木曽川町役場2階 中央公民館講堂	23日(金)9：30～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室	23日(金)15：00～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室	22日(木)15：00～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室	22日(木)9：30～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室	19日(月)14：00～ 木曽川町役場3階 大委員会室
2月	3月 3日(水)14：00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	18日(水)9：30～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室	25日(水)14：00～ 一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室	19日(木)14：00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	16日(月)14：00～ 木曽川町役場3階 大委員会室	16日(月)9：30～ 木曽川町役場3階 大委員会室

※都合により、日程等が変更になる場合があります。
※2月の欄の合併協議会は3月3日に開催しますのでご注意ください。

協定項目進捗状況一覧

平成15年12月10日現在

協定項目番号	協定項目名	進捗状況
1	合併の方式	◎
2	合併の期日	◎※
3	新市の名称	○
4	新市の事務所の位置	◎
5	財産の取扱い	◎
6	地域審議会の取扱い	○
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	○
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
9	地方税の取扱い	○
10	一般職の職員の身分の取扱い	
11	特別職の身分の取扱い	
12	条例、規則等の取扱い	
13	事務組織及び機構の取扱い	
14	一部事務組合等の取扱い	
15	使用料、手数料等の取扱い	○
16	公共的団体等の取扱い	○
17	補助金、交付金等の取扱い	○
18	町名・字名の取扱い	○
19	慣行の取扱い	
20	国民健康保険事業の取扱い	○
21	介護保険事業の取扱い	◎
22	消防団の取扱い	○
23	各種事務事業の取扱い	
−01	女性政策事業	◎
−02	姉妹都市、国際交流事業	○
−03	電算システム事業	
−04	広報広聴関係事業	◎
−05	納税関係事業	○
−06	消防防災関係事業	○
−07	交通関係事業	○
−08	窓口業務	
−09	保健衛生事業	○
−10	障害者福祉事業	○
−11	高齢者福祉事業	○
−12	児童福祉事業	○
−13	保育事業	○
−14	生活保護事業	◎
−15	その他の福祉事業	○
−16	健康づくり事業	○
−17	病院事業	○
−18	環境対策事業	○
−19	農林水産関係事業	○
−20	商工・観光関係事業	◎
−21	勤労者・消費者関連事業	◎
−22	建設関係事業	○
−23	上・下水道事業	○
−24	市（町）立学校の通学区域	○
−25	学校教育事業	○
−26	文化振興事業	○
−27	コミュニティ施策	○
−28	社会教育事業	○
−29	その他事業	○
24	その他	
25	新市建設計画に係る事項	○

基本方針が確認された項目◎　提案・協議中の項目○
※一旦確認されましたが、後日あらためて詳しい事項が決定されます。

住民意識調査にご協力をお願いします

当合併協議会では、一宮市、尾西市、木曽川町にお住まいの18歳以上の方を対象に2市1町の合併についての住民意識調査を実施いたします。

この調査は住民の皆様の合併に対するご意見を新しいまちづくりに反映させていくための調査です。

2月上旬に無作為にて抽出した1万人の方へアンケート用紙を郵送させていただきますので、ご協力を賜りますようよろしくお願いします。

新市の名称に多数ご応募いただきありがとうございました。

平成15年10月15日～11月11日まで、一宮市、尾西市及び木曽川町に在住されている方を対象に新市の名称を募集いたしました。応募総数2、624点、298名称の応募がありました。

この中から、第5回新市建設計画策定等小委員会で5点（「一宮市」、「愛知市」、「雅川市」、「木曽川市」、「尾張一宮市」）が候補として選ばれました。今後この5つの候補の中から小委員会の協議により1つに絞り、協議会で決定される予定です。（最新の情報は当協議会ホームページをご覧ください。）

※資料は閲覧できます。
協議会等で用いた資料、会議録は、協議会事務局または各市町の資料コーナー等で閲覧ができますので、ご利用ください。

合併シンポジウムにご参加いただき、ありがとうございました。

パネルディスカッション

昨年一宮市、尾西市、木曽川町各地域で、合併シンポジウムを開催し、多数の方々のご参加をいただきました。

シンポジウムでは、まず初めに四日市大学総合政策学部稲沢克祐助教授による基調講演があり、「地域の未来と市町村合併」と題し、行財政の専門的な立場から、この地域の合併についてお話がありました。次に各市町の市長、町長、合併協議会委員（一宮市・栃倉勲氏、木曽川町・杉本尚美氏）によるパネルディスカッション「副題～みんなで考えよう　このまちの未来～」があり、それぞれの立場で市町村合併への思いや考え方、将来のまちづくりにおける重要課題、新市のビジョン等について意見交換がなされました。その後、会場参加者との質疑応答がありました。約3時間の短い時間でしたが、参加された方は、合併に対する見識を深められたようでした。

大変お疲れ様でした。

シンポジウム会場風景

ご意見・ご質問をお待ちしています。

一宮市・尾西市・木曽川町の合併についてご意見、ご質問がある方は、どんなことでも結構です。お気軽に下記一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局までご連絡ください。協議会のホームページでも情報を提供しておりますので、アクセスしてください。

リアルタイムな情報を！

合併協議会は、地域の皆様に積極的に情報を提供するため、原則として協議会を公開しています。どなたでも傍聴ができますので、是非会場までお越しください。なお、会場の都合上、傍聴人数は先着順で30名とさせていただきますので、予めご了承ください。

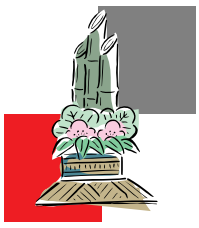

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491－8501　一宮市本町2丁目5番6号(一宮市役所西分庁舎２階)
TEL･FAX(共通)　0586－73－1031
ホームページアドレス　http://www.ibk-gappei.jp/
Eメールアドレス　info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は
一宮市企画部企画政策課　TEL 73－9111　内線2112
尾西市企画部企画政策課　TEL 63－4815（直通）
木曽川町総務部企画課　TEL 87－1111　内線220